

広島交通圏タクシー特定地域計画の概要

○削減する供給輸送力

【法人タクシー】

- ・平成27年7月24日に中国運輸局が公表した広島交通圏で適正と考えられる車両数の上限値「2,845両」を目標値とし、供給輸送力削減の削減率算定のための基準日及び基準車両数をそれぞれ「平成21年10月1日現在」、「3,528両」とした上で、適正車両数上限との乖離率を削減率とした。（乖離率19.36%）。
- ・供給輸送力の削減は、基準日以降の車両数変更を考慮した上で、次のいずれかの方法により、「288両」の削減を行う。
 - ア. 減車
 - イ. 特定する車両を定め、抹消登録等を行って全日の使用停止をする営業方法の制限
 - ウ. 抹消登録等をしない全日の使用停止をする営業方法の制限

【個人タクシー】

- ・平成27年7月24日に中国運輸局が公表した広島交通圏で適正と考えられる車両数の上限値は865両であり、平成29年4月1日現在の個人タクシーの全車両数は929両であることから、適正車両数上限との乖離は「64両」である（乖離率7.4%）。
- ・供給輸送力の削減は、「64両」を目標とし、届出を行っている定期休日（月2日以上）に、月1日の休日を加える営業方法の制限を実施する。

○実施時期

- ・法人及び個人タクシーの各合意事業者は、特定地域計画認可公表後6か月以内に、事業者計画を作成、認可を受けることとし、その後事業者計画認可後1か月以内に実施する。

○活性化措置（主なもの）

- ・UD（ユニバーサルデザイン）タクシーの導入促進
- ・電子マネー、クレジット決済器の導入
- ・子育て・妊婦支援タクシーの運行
- ・各種の便利タクシー、救援・救急タクシーの実施
- ・マスターズ制度の充実